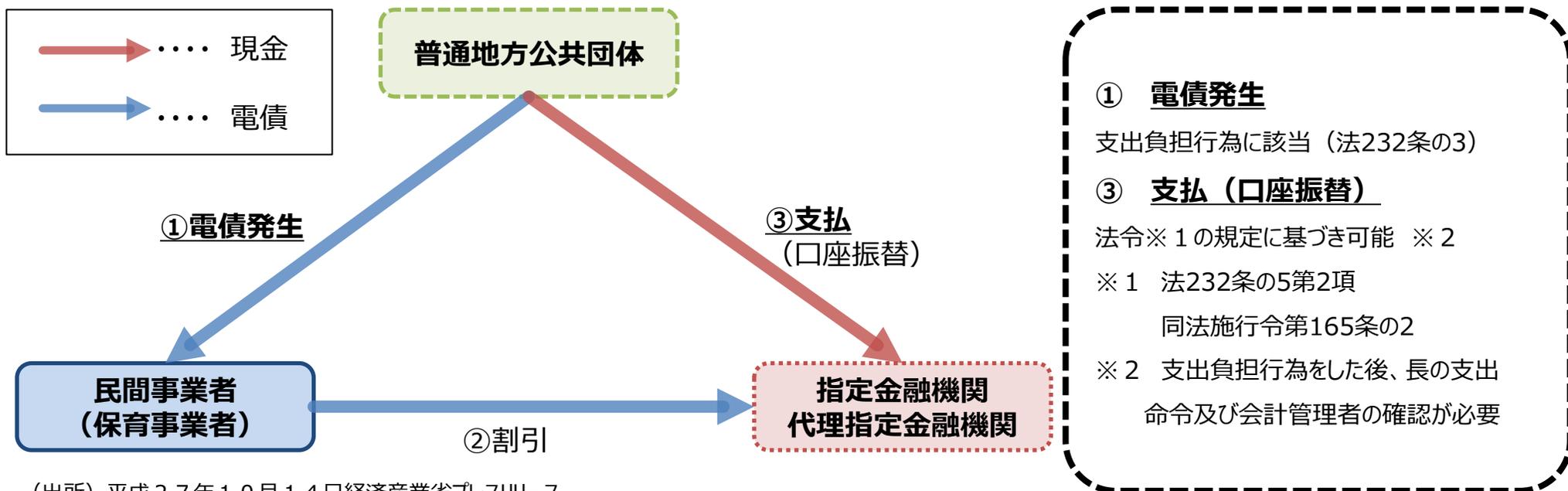


# グレーゾーン解消制度 地方自治体債務の支払手続

- 普通地方公共団体が①電子記録債権を発生させる行為・②同債権の弁済を行う行為のそれぞれについて、地方自治法の位置づけを明確化
- 以下の活用を通じた電子記録債権の普及・利用促進を期待。
  - 地方自治体の債務支払手続における電子記録債権の活用
  - 地方自治体を債務者とする電子記録債権を活用した資金調達が多様化

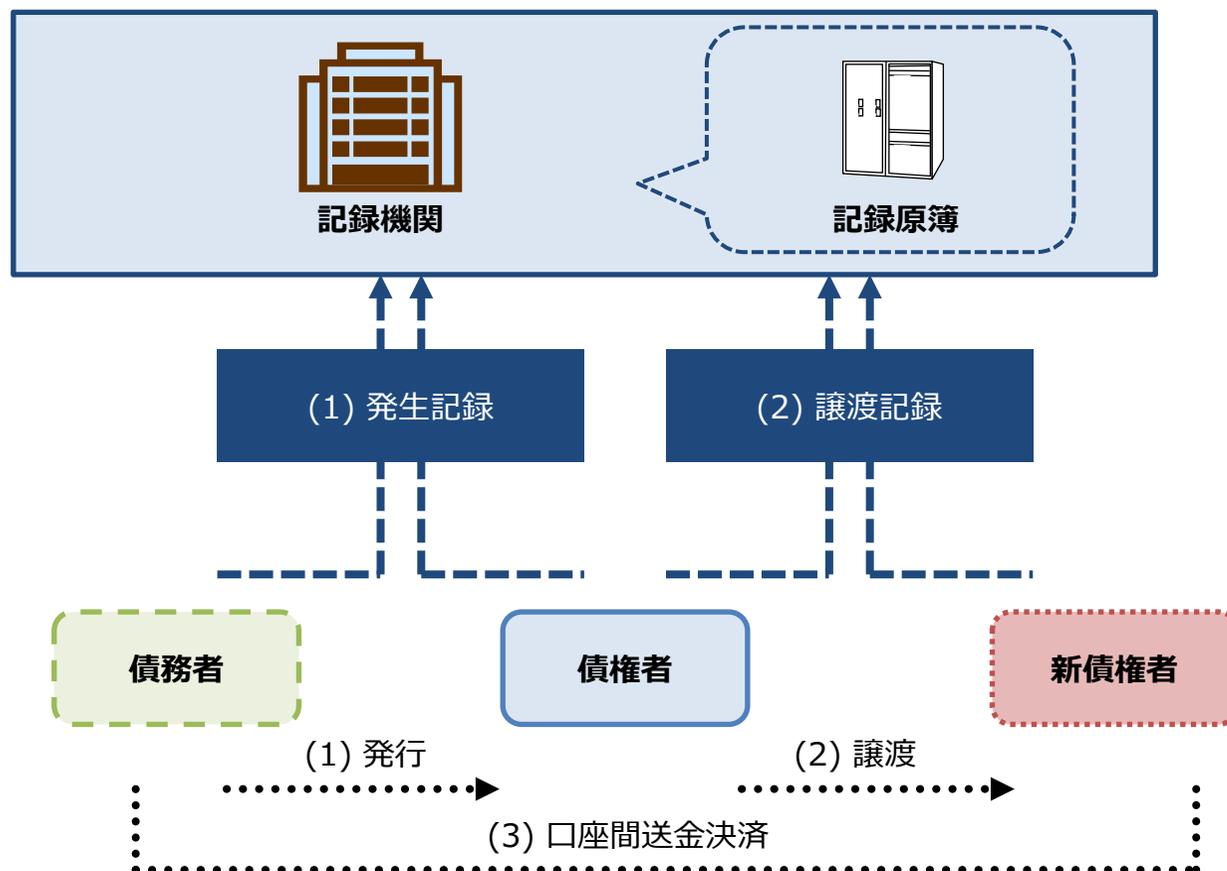


(出所) 平成27年10月14日経済産業省プレスリリース

電子記録債権を利用した資金調達手段に関する地方自治法の取扱いが明確になりました～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

## 【参考】電子記録債権とは

- 手形・小切手とも指名債権とも異なる新しい種類の債権。\*
- **発生・譲渡記録**によって発生し、譲渡される。
- 発生原因が無効となっても当然には無効にならない（**無因性**）



- **手形・小切手と同水準の安全性**
  - 存在及び帰属を電子的記録の形式で可視化（譲渡禁止特約や二重譲渡のリスクなし）
- **手形・小切手にはない利便性**
  - 分割可能
  - 印紙税、手形要件の確認、紛失・盗難防止等の事務・管理コストを節減
- **手形・小切手代替的な利用形態以外にも様々な用途に対応**
  - 証券化
  - キャッシュ・マネジメント・システム
  - 一括ファクタリング
  - シンジケートローン流動化 等
- なお、将来債権譲渡での利用（A B Lでの活用）可能性が電子記録債権の「最大の課題」

\* 電子記録債権法（平成19年法律第102号）

# 【参考】電子記録債権制度創設の経緯

電子記録債権法成立  
(平成19年6月)

電子記録債権法施行  
(平成20年12月)

平成15年

平成16年

平成17年

平成18年

平成19年

平成20年

IT  
戦略  
本部

E-Japan II  
戦略

電子債権法提言

金融システム化  
に関する  
検討小委員会

電子債権構想

ビジネスモデル  
WG

沖縄電子債権  
実証実験

電子債権プログラム

電子債権の管理・  
流通インフラに関する  
研究会

私法面の検討

電子債権研究会

金融システム面

金融審議会

電子記録債権  
制度に関する  
研究会

法要綱作成

法制審議会  
電子債権法部会

記録機関の要件検討

金融審議会

電子記録債権  
制度の活用に関する  
研究会

関係制度の整備

下請法の調整等

経産省

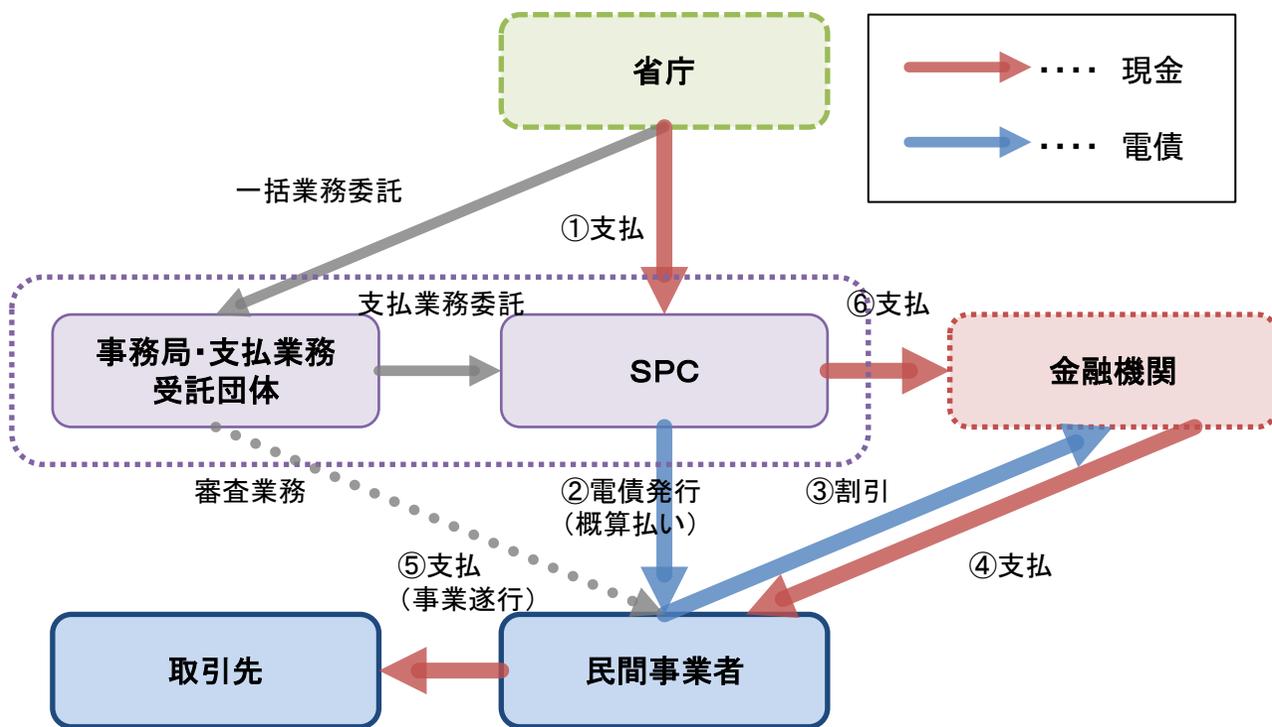
法務省

金融庁

全銀協

## 【参考】これまでの経済産業省の取組み（公的資金の支払手続への導入の課題検討）

- 公的資金（補助金等）の支払手続に電子記録債権を導入できないか
  - － 電債によって公共機関の信用力を活用し、民間事業者への迅速な資金供給手段を提供
  - － 民間への業務委託による事務効率化
- 会計法・地方自治法における公的資金支払に関する電子記録債権の扱いが明確でなく、活用にあたっての課題に。



- 補助金運營業務の民営化及び事業者向け資金供給スキーム（左図）を検討
- 既存の枠組みよりも早い段階（契約の証憑確認の段階）での電債の発行により、民間事業者に迅速な資金供給手段を提供
- 上記スキーム構築に係る課題を調査・公表